

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

定 款

目 次		
第 1 章	総則	第 1 条～第 2 条
第 2 章	目的及び事業	第 3 条～第 4 条
第 3 章	会員	第 5 条～第 11 条
第 4 章	社員総会	第 12 条～第 22 条
第 5 章	役員	第 23 条～第 31 条
第 6 章	理事会	第 32 条～第 37 条
第 7 章	常任理事会	第 38 条～第 43 条
第 8 章	支部	第 44 条～第 45 条
第 9 章	業務審査委員会	第 46 条～第 48 条
第 10 章	その他の委員会等	第 49 条～第 51 条
第 11 章	会員の権利及び義務	第 52 条～第 55 条
第 12 章	後見人候補者名簿	第 56 条～第 58 条
第 13 章	後見監督人候補者名簿	第 59 条～第 60 条
第 14 章	財産及び会計	第 61 条～第 65 条
第 15 章	定款の変更及び解散	第 66 条～第 69 条
第 16 章	事務局	第 70 条～第 71 条
第 17 章	公告の方法	第 72 条
第 18 章	補則	第 73 条～第 74 条

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区本塩町 9 番地 3 司法書士会館に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により従たる事務所を置くことができる。

3 従たる事務所に関し必要な事項は、社員総会において別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 財産管理及び身上監護の事務（前各号に該当するものを除く。以下「財産管理事務等」という。）の指導監督
- (4) 遺言執行事務の指導監督
- (5) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (6) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会、講演会、相談会等の企画及び開催並びにこれらへの講師及び相談員等の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉団体、職能団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した司法書士会会員である司法書士及び司法書士法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 司法書士以外の一定の資格又は専門的知識若しくは技能を有する者で理事会の決議に基づき理事長が委嘱した者
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会の決議に基づき理事長が委嘱した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、司法書士法人が正会員として入会する場合にあっては、社員たる司法書士の半数以上が正会員の資格を有しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額の入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 会費等の支払いに関する事項は、社員総会において別に定める。

3 第1項の会費等についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、第54条第1項乃至第3項の報告義務を履行していない会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会の承認を得なければ退会することができない。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 司法書士法第47条第2号若しくは第3号又は第48条第1項第2号若しくは第2項第2号の規定による懲戒処分を受けたとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に著しく反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 司法書士である正会員（以下「司法書士正会員」という。）が司法書士法第15条第1項又は第16条第1項の規定により司法書士の登録を取り消されたとき。
 - (2) 司法書士法人である正会員（以下「法人正会員」という。）が解散したとき。
 - (3) 法人正会員の司法書士正会員が欠け、その状態がその日から6月間継続したとき。
 - (4) 法人正会員が後見人その他これに類する地位に就いて他人の法律行為の代理等の業務を行う旨の事業目的を削除したとき。
 - (5) 司法書士会を退会したとき。
 - (6) 正当な理由なく、第7条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 2 第8条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員たる団体が消滅したとき。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (4) 正当な理由なく、第7条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (5) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に著しく反する行為をする等賛助会員としてふさわしくないと理事会が決議したとき。
- 3 特別会員及び名誉会員は、死亡又はその委嘱を解除する旨の理事会の決議により、会員たる資格を失う。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、每事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した司法書士正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

- 第20条** 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。
この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

- 第21条** 社員総会に出席しない正会員は、書面によって議決権を行使することができる。
- 2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該社員総会の招集通知に記載された期日までに当該議決権行使書面を理事長に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第22条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類及び員数)

- 第23条** この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、8名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(親族等の制限)

- 第24条** 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 2 監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及びこの法人

の使用人が含まれていてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（役員を選任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 理事のうち、3分の1以上は、司法書士以外の者でなければならない。
- 3 法人正会員は、役員を選任に関して被選挙権を有しない。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事を選任に関する事項は、社員総会において別に定める。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長の指示を受けて、この法人の常務を掌理する。
- 5 常任理事は、この法人の常務を分担処理する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の職務及び権限は、理事会が別に定める。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（法人法第93条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第28条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、監事の解任については、第19条第3項の決議による。

(報酬等)

- 第30条** 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

- 第31条** この法人は、法人法第111条第1項に規定する役員等の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、これを免除することができる。
- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部役員等の法人法第111条第1項の賠償責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円と、法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条** この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該理事会において定めた者が議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 常任理事会

(構成)

第38条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、司法書士である理事（以下「司法書士理事」という。）をもって構成する。

(権限)

第39条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会に提出するこの法人の業務執行案の策定
- (2) 理事長及び業務執行をなす理事の常務執行内容の確認

- (3) 収入及び支出に関する事項の確認
- (4) 各委員会（業務審査委員会を除く。）の開催及び運営に関する事項の確認
- (5) その他理事会から委嘱された事務（法令の定めにより、理事会が委任することができないとされた事項以外の事務に限る。）

（招集）

第40条 常任理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その構成員である他の司法書士理事が常任理事会を招集する。
- 3 常任理事会を招集する者は、監事に対して常任理事会への出席を求めることができる。
- 4 監事は、自ら求めて、常任理事会に出席することができる。

（議長）

第41条 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該常任理事会において定められた者が議長となる。

（決議）

第42条 常任理事会の決議は、その構成員である司法書士理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第43条 常任理事会の議事については、理事会の議事録に準じて議事録を作成する。

- 2 議長及び議長に指名された者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 支部

（支部）

第44条 この法人は、従たる事務所のほか、第3条に定める目的を達成するため及びこの法人と会員との連絡調整を図るため、理事会の決議を経て、支部を設置することができる。

- 2 支部の名称及び区域は、理事会の決議により定める。
- 3 支部には、支部の事務を行うため、支部長1名及び規則で定めるその他の役員を置く。
- 4 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。

（支部規則）

第45条 支部に関し必要な事項は、社員総会において別に定める。

第9章 業務審査委員会

(業務審査委員会)

第46条 この法人に、第4条第1号から第7号までに定める事務の適正な遂行を確保するため、業務審査委員会を置く。

- 2 業務審査委員会は、理事会の推薦により社員総会の承認を得て選任された司法書士正会員3名以内及び学識経験者5名以上7名以内の委員をもって組織する。
- 3 業務審査委員は、この法人の役員を兼ねることができない。
- 4 業務審査委員の選任に関する事項は、理事会が定める。
- 5 業務審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員により選任された業務審査委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 7 業務審査委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選任する。
- 8 委員長に事故があるときは副委員長が、副委員長にも事故があるときは委員の互選により選任された者が委員長の職務を代行する。
- 9 業務審査委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の業務審査委員会は、理事長が招集する。

(業務審査委員会の事務)

第47条 業務審査委員会は、次の事務を行う。

- (1) 理事長の申出により、この法人の受任事件の処理方法等の妥当性等につき意見を述べること。
- (2) 会員の受任事件遂行に関する適正な処理方法等につき意見を述べること。
- (3) 理事長に対し、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿に登載する会員を推薦すること。
- (4) 理事長の申出により、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿からの候補者の削除に関し意見を述べること。
- (5) その他理事会において委嘱された事務（法令の定めにより、理事会が委任することができないとされた事項以外の事務に限る。）

(業務審査委員会規程)

第48条 この定款に定めるもののほか、業務審査委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

第10章 その他の委員会等

(委員会等)

第49条 この法人は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により、その他必

要な委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会のほか、理事長は、必要がある場合には、臨時に特別の諮問機関を置くことができる。

(委員会等規程)

第50条 前条の委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(相談役)

第51条 この法人に、任意の機関として、若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第11章 会員の権利及び義務

(品位の保持)

第52条 会員は、法律、福祉その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、高齢者、障害者等の権利の擁護に配慮し、絶えず人格の向上を図り、この法人の会員としての品位を保持しなければならない。

(守秘義務)

第53条 会員又は会員であった者は、この法人の事業に関して知り得た事実を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

(報告義務)

第54条 正会員及び特別会員は、この法人の事業に関して事件を受任した場合には、速やかに、その事件の概要を理事長に報告しなければならない。

- 2 正会員及び特別会員は、前項の事件につき、事件記録、計算書類等、理事会で別に定める書類を定期的に提出することにより、受任した事件の遂行状況等を理事長に報告しなければならない。

- 3 正会員及び特別会員は、受任した事件の処理が終了したときは、速やかに、その旨を理事長に報告しなければならない。

- 4 正会員及び特別会員は、会員名簿の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を理事長に報告しなければならない。

- 5 前各項の報告書の様式は、理事会の決議により別に定める。

(定款等の遵守義務)

第55条 会員は、この法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を守らなければならない。

第12章 後見人候補者名簿

(後見人候補者名簿)

第56条 この法人に、後見人候補者名簿を置く。

- 2 理事長は、正会員のうち理事会で別に定める研修を履修した者及び特別会員の中から、後見人候補者名簿に登載を希望する旨の申出に基づき、業務審査委員会の推薦を受けた者を後見人候補者名簿に登載する。ただし、法人正会員にあっては、当該法人の社員である司法書士の半数以上が上記研修を履修しなければ、その申出をすることができない。
- 3 後見人候補者名簿への登載期間は、登載後2年内の最終の3月31日までとする。ただし、この期間は、更新することができる。
- 4 理事長は、後見人候補者名簿に登載された会員が第8条乃至第10条の規定により会員でなくなったときは、その会員を後見人候補者名簿から削除しなければならない。

(特別削除)

第57条 理事長は、後見人候補者名簿に登載された正会員及び特別会員（以下「名簿登載会員」という。）に次のいずれかの事由があり、かつ、この法人の運営のため必要であると認めるときは、業務審査委員会に意見を求めた上、理事会の決議により、当該名簿登載会員を後見人候補者名簿から削除することができる。

- (1) この法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議に違反したとき。
 - (2) 受任事件の処理等につき著しく誠実さを欠いたとき。
 - (3) この法人の実施する行事の無断欠席その他関係者に著しい迷惑を与える行為があったとき。
 - (4) その他後見人候補者として不適切であると認められるとき。
- 2 理事長は、名簿登載会員の所在を覚知することができず、又は合理的な手段により連絡をとることができないときは、当該名簿登載会員を後見人候補者名簿から削除することができる。
 - 3 名簿登載会員を第1項の規定により後見人候補者名簿から削除する場合には、その会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 第1項の理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の多数をもってしなければならない。
 - 5 第1項の理事会の決議には理由を付し、後見人候補者名簿からの削除の対象となる会員に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。ただし、第2項の場合には、その会員の住所又は事務所（法人正会員にあっては主たる事務所）あてに書面を送付することをもって足りる。

(後見人候補者名簿事務規程)

第58条 この定款に定めるもののほか、後見人候補者名簿への登載に関し必要な事項は、理事会が定める。

第13章 後見監督人候補者名簿

(後見監督人候補者名簿)

第59条 この法人に、後見監督人候補者名簿を置く。

- 2 理事長は、正会員のうち理事会で別に定める研修を履修した者の中から、後見監督人候補者名簿に登載を希望する旨の申出に基づき、業務審査委員会の推薦を受けた者を後見監督人候補者名簿に登載する。ただし、法人正会員にあっては、当該法人の社員である司法書士の半数以上が上記研修を履修しなければ、その申出をすることができない。

(準用規定)

第60条 第56条第3項及び第4項、第57条並びに第58条の規定は、後見監督人候補者及び後見監督人候補者名簿について準用する。

第14章 財産及び会計

(事業年度)

第61条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第62条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会が定める。

(事業計画及び収支予算)

第63条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第64条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの

書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（寄附の充当）

第65条 公益認定を受けた日以後に受けた寄附のうち、寄附をした者がその用途を定めない場合は、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

第15章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第66条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第67条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第68条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第69条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経

て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第16章 事務局

(設置等)

第70条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(備付書類)

第71条 主たる事務所には、第63条第1項及び第64条に掲げる書類のほか、次の書類を備え置かなければならない。

- (1) 後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿
- (2) 後見事務等の処理に関する書類
- (3) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 委員会名簿、支部役員名簿その他必要な帳簿及び書類

第17章 公告の方法

(公告)

第72条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第18章 補 則

(株主権の行使)

第73条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(委任)

第74条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、芳賀裕（理事長）とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は、望月真由美（副理事長）、松井秀樹（副理事長）、矢頭範之（専務理事）、杉山春雄（常任理事）、木村一美（常任理事）、西川浩之（常任理事）、多田宏治（常任理事）、迫田博幸（常任理事）、井上広子（常任理事）、大塚昭男（常任理事）及び中村和弘（常任理事）とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第61条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。